

山梨県庁本館等及び構内清掃業務委託に係る質問と回答（令和8年6月25日～26日受付）

No.	質問内容		回答
1	添付資料の追加について	入札から業務開始まで短期となるため、契約書の案があれば提示可能か。	現時点での契約書の案については、掲載のとおりです。
2	仕様書 1	仕様書 1 の各棟について契約が年度途中開始のため、「年〇回」「半年1回」では清掃回数が不明確です。つきましては、対象期間（R8.7.7～R8.8.31、R8.9.1～R9.3.31）における建物ごとの具体的な清掃回数をご教示ください。	別表 1 は建物ごと、対象期間ごとの記載となっています。記載された回数は、各建物ごとに対象期間での回数となっておりますので、記載された清掃回数を行うこととしてください。（例：R8.9.1～R9.3.31 年12回 →R8.9.1～R9.3.31の間に12回実施。）
3	仕様書 1	仕様書別表 1（丸栄ビル 2 階）（R8.9.1～R9.3.31）「清掃回数」について廊下の巡回清掃が日常清掃より多いことから、全体的に汚れが付着する前提と考え、「日常清掃は1日1回、巡回清掃は週2回」と理解してよいかの確認。	あくまで、日常清掃は週2回実施。巡回しながら、適宜行う必要に応じて行う巡回清掃は日1日としてください。